

保険かわら版

保険請求や医療保険の動向等

指定更新の扱い

Q1 今回初めて「保険医療機関の指定効力の消滅にかかる指定(再指定)申請について」といった通知を受け取ったが、手続きが必要なのか。

A1 保険医療機関の指定の更新では、効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申出がないときは、指定申請があったものとみなす規定がある(健康保険法第68条2)。従来、この「みなし規定」によって貴院は再指定が行われていた。ただ、この対象となる医療機関は、病院又は病床を有する診療所以外の個人開設の診療所で、次の又はの場合。

保険医である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関であってその指定を受けた日からおむね引き続き当該開設者である保険医のみが従事している場合

その指定を受けた日からおむね引き続き当該開設者である保険医及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直

系血族若しくは兄弟姉妹である保険医が診療に従事している場合。

今回、「指定(再指定)申請」の書類が来たのは、勤務医として上記のに該当しない者の届出が前回の再指定以降に出されているか、あるいは医療法人化して開設者が法人理事長になっていたからではないか。これらの場合、いずれも「みなし指定」の対象にならず、再指定申請の手続が必要になる。

なお、指定の効力は、平成9年11月20日までは3年だったが、規制緩和の推進の流れのなかで、申請負担軽減対策の「許可等の有効期間の延長に関する法律」(健保法の一部改正含む、平9・11.21)により、倍の6年となっている。

未収金とその対応

Q2 未収金がある場合、どのように対応したらよいか。

A2 未収金と回収への流れ図を参照いただきたい。まずは電話や来院時に催促をする。それでも支払いがない場合は、書面で請求書を出す。その際普通郵便で出すのではなく、相手が必ず受け取ったことが確認できる内容証明等の文書で請求を出すことが望まれる。特に保険者徴収を求める場合、文書を内容証明郵便で定期的に出す、交渉するなど

免責期間について
Q 開業医休業保障制度(共済休保と略)並びに保団連の保険医休業保障共済保険(保団連休保と略)の免責期間は?

A 病気の場合、い

ずれの制度も、加入日以後3ヶ月を経過した日以降の発病が給付の対象です。いずれも連続した休業で「共済休

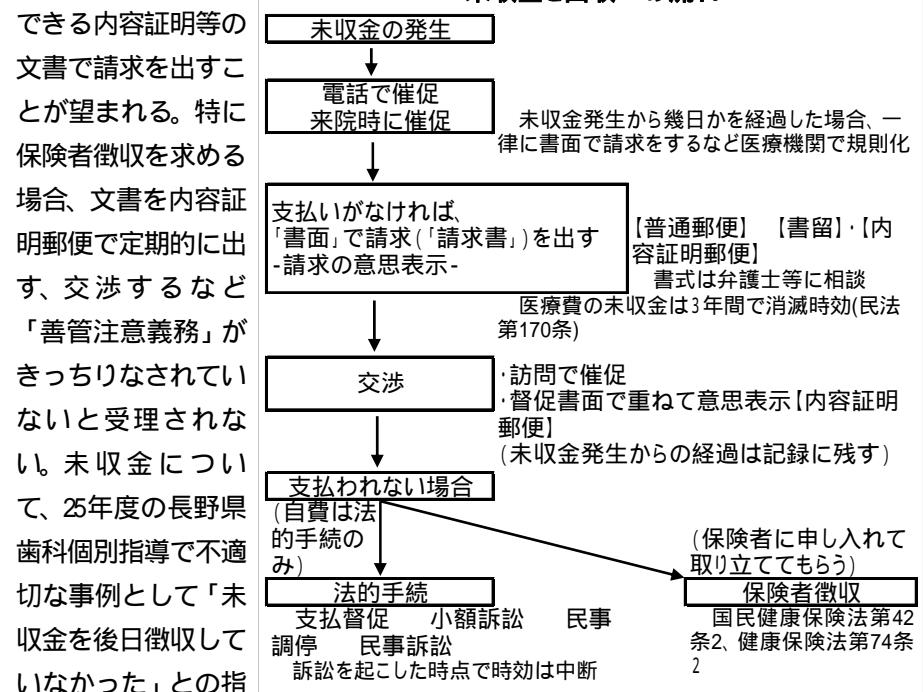
保」は入院が5日以上の場合は初日から、自宅療養では5日目から給付となります。「保団連休保」は入院・自宅療養とも6日目からの給付となります。

共済だより

事故やケガの傷害

の場合は、両制度ともに加入日より保障となります。

け取ったことが確認



摘要があったので、未収金はしっかり管理する必要がある。

税務経営電話相談は、顧問税理士の土屋信行氏により、次通り実施しています。

平日の受付時間
10:00~12:00、13:00~16:00
受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)
なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



7時30分~9時30分 出席役員:
鈴木会長、市川、宮沢、矢崎各副会長、池上、奥山、林、三田各常任理事、議長、後藤常任理事

理事会便り

12月25日の討議と決定等

決定した骨子案についてその概要を学習 地域住民に知らせるために出前講座用の資料などを作成していく 年末締め切りの患者署名は2月の国会行動で提出。その後の患者署名については今後検討する。

2.県健康福祉部との懇談及び県来年度予算要求...2/5の県との懇談にあたり、福祉医療の対象年齢拡大などの動きの報告と要望にあたっての重点を確認。国保の問題など意見が出たものについて当日参加者より追加発言とする。

保団連代議員会の関係 会務報告の補足提案資料の報告があり、提出済みの発言通告を確認、追加があればフロア発言として対応する。

定期総会の準備 1.日程及びスケジュール等...日時・場所 3月29日(日)午後1時~松本市ホテルブエナビスタで決定。準備のスケジュールが示され、3/10議案書発送に向け諸会議

を開催、また議事運営は総務委員会で検討、必要があれば規約改正の議案を盛り込む。

2.記念講演について...調整中との報告あり。浜松医科大学・大磯義一郎教授(医師で弁護士)に確定。

3.議案の骨子(案)...活動報告、活動方針に盛り込む骨子に基づき事務局で完成化する。なお、医療は社会的共通資本であるとの視点で活動していくことを方針に盛り込む意見があり、文章化の上、次回討議する。議案書は2月理事会で決定し、討議未了の場合は3月上旬に臨時理事会を開催する。

4.規約変更について...前回総会で会員より提起のあった規約改正について、1/30の総務委員会で検討を行う。会長の活動費の保証などの意見が出され、保団連、他県の規約も参考に全体の検討を行う。

北信越ブロックの関係 次回会議は石川協会が主務地で運営準備中で、テーマ、運営内容、開催時期、場所について要望があれば上げていく。

その他 1.地球環境フォーラムからの講演会案

が東京で【奥山部員】

1/25*保団連代議員会が東京で【鈴木、野口各代表、市川保団連理事、三田参与、林、奥山各オブザーバー】

1/30*総務委員会を4地区会議で開催【鈴木会長、市川副会長、後藤、布山、林、奥山各常任理事】
2/5北信越ブロック事務局長会議【宮沢事務局長】*長野県への要請【鈴木会長、野口副会長、林常任理事、宮沢事務局長、増田事務局員】

2/4*「核兵器の禁止を」の署名を送付
2/6*県社会保障推進協議会(以下で県社保協)事務局会議並びに福祉医療給付制度の改善をすすめる会事務局会議【宮沢事務局長】*協会組合合同会議を長野松本2地区会議で開催【鈴木会長、神谷理事長、市川副会長、花岡、布山各組合副会長、後藤常任理事】

2/7*保団連歯科理事会が東京で【市川理事、青木事務局員】

2/8*保団連理事会が東京で【同上】*社保協総会並びに記念講演【鈴木会長、宮沢事務局長、増田事務局員】

2/10介護保険をよくする信州の会運営会議が安曇野で【宮沢事務局長】

2/13*社保協運営委員会【宮沢事務局長】*総務委員会を4地区会議で開催【鈴木会長、市川副会長、後藤、布山、林、三田各常任理事】

2/16*理事会(次回の理事会便り参照)

2/18*福祉医療関係の県議会請願で会派要請【宮沢事務局長】

2/19*保団連国会行動が東京で【鈴木会長、市川副会長、林常任理事、青木事務局員】

長野県保険医協会の会員数 2月1日現在1,352人(医科747人、歯科605人)

内の依頼...「種が危ない」講演会の案内チラシを新聞に折り込む。2.核兵器全面禁止のアピール署名...各種団体が取り組んでいるNPT再検討会議開催に向けた同アピール署名を新聞折込で案内する。